

建設工事等における入札・契約制度の改正について

北秋田市では、建設工事等における入札・契約制度の改正について、令和5年度から次のとおり改正を予定しておりますので、お知らせいたします。

- (1) 競争入札事務取扱要綱の一部改正について
- (2) 建設工事入札制度実施要綱の一部改正について
- (3) 建設工事に係る共同企業体（JV）の取扱要綱の一部改正について
- (4) 建設工事の競争入札における先抜け方式実施要領の策定について
- (5) スライド条項運用基準の改正について
- (6) 最低制限価格制度実施要綱及び低入札価格調査制度実施要綱の一部改正について
- (7) 配置技術者の金額要件の変更
- (8) その他

1. 改正内容

(1) 北秋田市競争入札事務取扱要綱の一部改正について

国及び県の要綱改正に伴い、入札書提出期間の算定にあたり、土日祝日等を算入しないこととします。

【北秋田市競争入札事務等取扱要綱】

旧	新
(見積期間) (略) 4 見積期間の計算は、閲覧図書等の閲覧開始日又は現場説明の翌日から起算するものとする。 (略)	(見積期間) (略) 4 見積期間の計算は、閲覧図書等の閲覧開始日又は現場説明の翌日から起算するものとし、 <u>見積り期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。</u> (略)

(2) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱の一部改正について

解体工事の発注基準について、秋田県の発注基準に合わせて次のとおり取り扱いを改正します。

旧		
別表2 (第2条、第15条関係)		
発注工事の種別と格付工種との対応表		
発注工事種別	格付工種	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム工事 護岸工事 水道工事 (本管理設) 圃場整備工事
プレストレスコンクリート工事	一般土木工事	P C床版工事 P Cスノーシェッド等工事
グラウト工事	一般土木工事	ボーリンググラウト工事
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事
法面工事	法面処理工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事
給排水暖冷房衛生設備工事	給排水暖冷房衛生設備工事	暖冷房設備工事 暖房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事
ほ装工事	ほ装工事	アスファルト、コンクリート、ブロックほ装工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景観工事 広場工事 公園設備工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事
水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事
解体工事	解体工事	建築物解体工事

新		
別表2 (第2条、第15条関係)		
発注工事の種別と格付工種との対応表		
発注工事種別	格付工種	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム工事 護岸工事 <u>下水道工事 (本管理設) 圃場整備工事 農業用排水路工事 (幹線)</u> <u>コンクリートブロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防止工事 (土留工等) 地盤改良工事 道路付属物設置工事 (防雪柵設置工事 雪崩予防柵設置工事) 杭工事 捨石工事</u>
プレストレス <u>ト</u> コンクリート工事	一般土木工事	P C床版工事 P Cスノーシェッド等工事 <u>プレストレストコンクリート工事 (※1)</u>
グラウト工事		ボーリンググラウト工事
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事 <u>建築物の一部解体工事</u>
法面工事	法面工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事 <u>法枠工事 グランドアンカー工事</u>
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 <u>送配電設備工事 構内電気設備工事 ロードヒーティング工事</u>
給排水暖冷房衛生設備工事	給排水暖冷房衛生設備工事	暖冷房設備工事 <u>厨房設備工事</u> 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事 <u>無散水設備工事 空気調和設備工事</u>
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事 <u>防雪策設置工事 (工場製作)</u>
ほ装工事	ほ装工事	アスファルト、コンクリート、ブロックほ装工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 <u>鋼構造物塗装工事</u>
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事 <u>揚排水機器設置工事 吸排気機器設置工事 プラント設備工事 内燃力発電設備工事 ダム用仮設備工事 沈砂池機械設置工事 汚水ポンプ設備工事 反応タンク設備工事 (単体) 脱水設備工事 (単体)</u>
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事 放送機械設置工事 空中線設備工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景 <u>石</u> 工事 広場工事 公園設備工事 <u>園路工事</u>
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事 <u>さく孔工事 集排水ボーリング 集水井 無散水融雪施設 (揚水井、還元井)</u>
<u>上水道施設工事</u>	水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事
<u>下水道施設工事</u>		<u>下水処理施設工事 (沈殿池・反応タンク設備等) 下水汚泥処理設備工事 (濃縮・消化・脱水設備等) 圧送施設工事 下水集水設備工事</u>
<u>土木工作物解体工事</u>	解体工事 (※4)	<u>トンネル解体工事 橋梁解体工事 (※2)</u>
<u>建築物解体工事</u>		<u>建築物の全部を解体する工事のうち、杭抜き工事など、解体工事*以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事 (※3)</u> <u>※：解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含む (以下同じ)。</u>
<u>解体工事</u>		<u>建築物の全部を解体する工事のうち、戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事* (※3)</u>
<u>防水工事</u>	<u>防水工事</u>	<u>アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事</u>
<u>板金工事</u>	<u>板金工事</u>	<u>板金加工取付工事、建築板金工事</u>
<u>屋根工事</u>	<u>屋根工事</u>	<u>屋根ふき工事</u>

※1 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、発注工事種別「一般土木工事」に該当し、建設業の許可「土木工事業」を必要とする。

※2 解体する工事と建設する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「一般土木工事」に該当する。

※3 解体する工事と建築する工事を一の工事として発注する場合及び技術的難度の高い解体工事の場合は、発注工事種別「建築一式工事」に該当する。

※4 それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事に係る建設業の許可は、各専門工事に応じた建設業の許可に該当する。

旧					
別表3 (第15条関係)					
工事種別 等級	土木一式工事	建築一式工事		ほ装工事 解体工事	その他の 工 事
		木造	非木造		
		A	2,500万円以上		
B	700万円以上 ～	3,000万円以上 ～	1,500万円以上 ～	600万円 未 満	
	2,500万円未 満	7,000万円未 満	4,000万円未 満		
C	700万円未 満	3,000万円未 満	1,500万円未 満	—	

備考

- 土木一式工事発注に係る格付等に関する要件のうち、下水道工事の入札に参加できる者は、A級及びB級に格付けされた者とし、A級の請負対応額の区分を2,500万円以上、B級の区分を2,500万円未 満とする。
- 建築一式工事発注に係る格付等に関する要件は、以下のとおりとする。
 - 工事の対象となる建築物の構造の木造・非木造の別により、表の各金額区分のとおりにする。
 - 建築物の構造を考慮することを要しない改修工事等については、表の木造の区分のとおりにする。
 - 上記に関わらず、特殊な構造の建築物、又は特殊な工法等を要する工事について、表の区分により難いと認められる場合は、上位等級への発注を可能とする。
- 解体工事発注に係る格付等に関する要件は以下のとおりとする。

(1) 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、建築一式工事の格付された有資格者とする。

(2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、下記の要件をすべて満たす者とする。

ア 土木一式工事又は建築一式工事に格付された有資格者であること。

イ 解体工事業の建設業許可を受けている者で当該許可にかかる経営事項審査を受けている者。

(3) 発注予定価格500万円未 満の解体工事については、総合的な企画、指導、調整の要否を問わず(2)のアの要件を満たす者とする。

新					
別表3 (第15条関係)					
工事種別 等級	土木一式工事	建築一式工事		ほ装工事 解体工事	その他の 工 事
		木造	非木造		
		A	2,500万円以上		
B	700万円以上 ～	3,000万円以上 ～	1,500万円以上 ～	600万円 未 満	
	2,500万円未 満	7,000万円未 満	4,000万円未 満		
C	700万円未 満	3,000万円未 満	1,500万円未 満	—	

備考

- 土木一式工事発注に係る格付等に関する要件のうち、下水道工事の入札に参加できる者は、A級及びB級に格付けされた者とし、A級の請負対応額の区分を2,500万円以上、B級の区分を2,500万円未 満とする。
- 建築一式工事発注に係る格付等に関する要件は、以下のとおりとする。
 - 工事の対象となる建築物の構造の木造・非木造の別により、表の各金額区分のとおりにする。
 - 建築物の構造を考慮することを要しない改修工事等については、表の木造の区分のとおりにする。
 - 上記に関わらず、特殊な構造の建築物、又は特殊な工法等を要する工事について、表の区分により難いと認められる場合は、上位等級への発注を可能とする。
- 解体工事発注に係る格付等に関する要件は別表4のとおりにする。

別表4 (解体工事の発注種別)

工事区分	土木工作物		建築物		
工事内容の具体例	解体に伴って仮設が必要となるなど、技術的難度の高い橋梁の解体工事	仮設工事など、外の専門工事を伴わない橋梁の解体工事	建築物の全部を解体する工事		建築物の一部を解体する工事
			戸建住宅など、総合的な企画、指導、調整が不要な建築物の解体工事*	杭抜き工事など、解体工事*以外の専門工事を伴う、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物の解体工事	
建設業の許可業種	土木工事業	土木工事業	解体工事業	建築工事業	解体工事業
北秋田市の入札参加資格 (格付)	解体工事				

- 建築物の構造等により、上の表の許可業種と異なる許可を求める場合がある。
- 上の表の区分は、発注者から直接請け負う場合のものである。下請工事については、請け負う工事の内容が各専門工事に該当する場合を除き、解体工事に該当する。
- 市発注工事の入札に参加するためには、市の入札参加資格 (格付) のほか、建設工事に対応する建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している必要がある。
- 発注金額区分は、「解体工事」の格付業者への発注金額区分のとおりにする。

※ 解体工事には、解体に伴う足場の組立てや仮囲い等の仮設工事を含む。

(3) 建設工事に係る共同企業体（JV）の取扱要綱の一部改正について

建設工事の発注の効率化を図るために、特定建設工事共同企業体（特定JV）に発注することのできる工事の上限金額を引上げ、基準を明確化します。

旧	新
北秋田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱 （対象工事） 第4条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、 _____次の各号に掲げる工事で技術的難度の高い工事とする。 (1) 工事費が <u>おおむね1億円</u> 以上の橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木工事 (2) 工事費が <u>おおむね1億5,000万円</u> 以上の建築工事 (3) 工事費が <u>おおむね5,000万円</u> 以上の設備工事	北秋田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱 （対象工事） 第4条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、 <u>原則として</u> 次の各号に掲げる工事で技術的難度の高い工事とする。 (1) 工事費が <u>1億5,000万円</u> 以上の橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木工事 (2) 工事費が_____ <u>3億円</u> 以上の建築工事 (3) 工事費が_____ <u>8,000万円</u> 以上の設備工事

(4) 建設工事の競争入札における先抜け方式実施要領の策定について

これまで北秋田市では類似工事案件については先抜け方式で入札を行っていましたが、建設事業者の過大受注による工事品質の低下防止及び受注機会の均等による建設事業者の育成を目的として、先抜け方式の基準を策定します。

新規
【適用対象】 適用対象となる工事は次の案件となります。 ①同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事 ②工事種別及び建設工事発注標準における格付等級が同一である工事 ③工事の施工箇所や工区等が同一の場所及び周辺である工事 ※ただし、災害時や先抜け方式を行うことにより、競争性が確保できなくなるおそれがある場合は適用しません。

(5) スライド条項運用基準の改正について

北秋田市では、資材高騰等の価格変動に対して、これまで「北秋田市工事請負契約書契約事項第25条第5項（単品スライド条項）の運用について」（平成20年9月1日施行）により周知し、対応しておりますが、より広い資材の高騰等に対応するために適用対象の工事材料を追加します。

また、スライド額の算定に用いる単価等も見直すこととします。

●対象資材

旧			新		
対象品目	対象資材	備考	対象品目	対象資材	備考
鋼材類	H型鋼、異形棒鋼		鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢	非鉄金属は

				板、鋼管杭、PC 鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	含まない 賃料・損料も 対象
燃料油	軽油等		燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
			骨材類	砂利、砂、栗石、砕石等	
			コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート、コンクリート二次製品等（PHC 杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリーム類、ボックスカルバート、集排水樹、推進管類、外圧管等）	
			アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤	
			木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
			法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
			塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
			電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
			塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	

●スライド額の計算で用いる単価

【現行の運用】

現場に搬入された月の「実勢価格」と「個別の実取引価格（受注者の購入価格）」のどちらか変動額の小さい方とする。

【改正後の運用】

現場に搬入された月の「実勢価格」と「個別の実取引価格（受注者の購入価格）」のどちらか変動額の小さい方とする。ただし、実際の購入金額が「実勢価格」を上回る場合にあつて、購入実績を証明する書類に加え、受注者が対象材料について実際の購入金額が適当な金額であることを証明する書類を示し、適当であることが認められた場合に限り、実際の購入金額を用いてスライド額を算定することができる。

※実勢価格とは、物価資料（建設物価、積算資料等の刊行物）に掲載されている価格の平均値を採用する。

なお、原則として搬入した月の翌月の物価資料に掲載されている単価を採用する。

- ・複数回に分けて搬入した場合は、月毎の搬入単価で加重平均。なお、燃料油で月毎の搬入量が不明の場合は、工期中の各月の平均。
- ・増額スライドで当初積算が見積による資材の場合は、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定した価格を実勢価格とする。
- ・減額スライドで当初設計が見積による資材の場合は、刊行物掲載の類似品の価格から積算時点と搬入時点とにおける価格比率を算出し、それを見積単価に乗じた金額を実勢価格とする。

(6) 最低制限価格制度実施要綱及び低入札価格調査制度実施要綱の一部改正について

建設工事において、予定価格の金額に応じ、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適用しておりますが、中央公契連モデルの改定に伴い、最低限価格及び調査基準価格の算定基準を一部改正いたします。

なお北秋田市では中央公契連モデルと、秋田県の基準を基に改正をします。

		旧	新
最低制限価格制度	対象	予定価格 250 万円以上の建設工事	予定価格 250 万円以上の建設工事
	最低制限価格	<p>①純工事費 $(\text{直接工事費} + \text{共通仮設費}) \times 90\%$</p> <p>②現場管理費 $\times 80\%$</p> <p>③一般管理費 $\times 50\%$</p> <p>※ただし、上記算定式の金額の合計が、入札書比較価格に $\frac{9}{10}$ を乗じて得た額を超える場合は $\frac{9}{10}$、また、$\frac{7}{10}$ に満たない場合は $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額</p>	<p>①直接工事費の額 $\times 97\%$</p> <p>②共通仮設費の額 $\times 90\%$</p> <p>③現場管理費 $\times 90\%$</p> <p>④一般管理費 $\times 70\%$</p> <p>※ただし、上記算定式の金額の合計が、入札書比較価格に $\frac{9.2}{10}$ を乗じて得た額を超える場合は $\frac{9.2}{10}$、また、$\frac{7.5}{10}$ に満たない場合は $\frac{7.5}{10}$ を乗じて得た額</p>
低入札価格調査制度	対象	予定価格 2,500 万円以上の建設工事	予定価格 2,500 万円以上の建設工事
	調査基準価格	<p>①純工事費 $(\text{直接工事費} + \text{共通仮設費}) \times 90\%$</p> <p>②現場管理費 $\times 80\%$</p> <p>③一般管理費 $\times 50\%$</p> <p>※ただし、上記算定式の金額の合計が、入札書比較価格に $\frac{9}{10}$ を乗じて得た額を超える場合は $\frac{9}{10}$、また、$\frac{7}{10}$ に満たない場合は $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額</p>	<p>①直接工事費の額 $\times 97\%$</p> <p>②共通仮設費の額 $\times 90\%$</p> <p>③現場管理費 $\times 90\%$</p> <p>③一般管理費 $\times 70\%$</p> <p>※ただし、上記算定式の金額の合計が、入札書比較価格に $\frac{9.2}{10}$ を乗じて得た額を超える場合は $\frac{9.2}{10}$、また、$\frac{7.5}{10}$ に満たない場合は $\frac{7.5}{10}$ を乗じて得た額</p>

(7) 配置技術者の金額要件の変更について

建設業法施行令の一部改正及び県の運用基準等の変更に伴い、配置技術者の金額要件が変更となるため、北秋田市も変更します。

旧	新
<p>●北秋田市競争入札事務等取扱要綱</p> <p>第2章 建設工事に係る契約後の遵守事項 (技術者の適正配置)</p> <p>第39条 建設工事に係る所管課長は、当該建設工事に係る技術者の配置について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定している次の事項を、当該請負契約を締結した者(以下「請負者」という。)に次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 請負金額が <u>3,500 万円</u> (建築一式の場合は 7,000 万円) 以上の建設工事を施工するにあたって</p>	<p>●北秋田市競争入札事務等取扱要綱</p> <p>第2章 建設工事に係る契約後の遵守事項 (技術者の適正配置)</p> <p>第39条 建設工事に係る所管課長は、当該建設工事に係る技術者の配置について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定している次の事項を、当該請負契約を締結した者(以下「請負者」という。)に次の事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 請負金額が <u>4,000 万円</u> (建築一式の場合は <u>8,000 万円</u>) 以上の建設工事を施工するにあたって</p>

<p>は、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が <u>4,000 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>6,000 万円</u>) 以上となる場合については、主任技術者に替えて専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)を配置すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 主任技術者とは、建設業法第 26 条第 1 項の規定で、建設業者が請け負った工事を施工するとき、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者として配置しなければならない者をいい、同条第 3 項の規定で、請負代金が <u>3,500 万円以上</u> (建築一式工事にあつては <u>7,000 万円以上</u>) の公共性のある工作物に関する重要な工事においては、現場ごとに専任でなければならないとされている。</p> <p>(3) 監理技術者とは、建設業法第 26 条第 2 項の規定により、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請代金総額が <u>4,000 万円以上</u> (建築一式工事にあつては <u>6,000 万円以上</u>) の場合に配置しなければならない技術者をいい、監理技術者は監理技術者資格証の交付を受けている者から選任しなければならない。</p>	<p>は、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が <u>4,500 万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000 万円</u>) 以上となる場合については、主任技術者に替えて専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)を配置すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) 主任技術者とは、建設業法第 26 条第 1 項の規定で、建設業者が請け負った工事を施工するとき、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者として配置しなければならない者をいい、同条第 3 項の規定で、請負代金が <u>4,000 万円以上</u> (建築一式工事にあつては <u>8,000 万円以上</u>) の公共性のある工作物に関する重要な工事においては、現場ごとに専任でなければならないとされている。</p> <p>(3) 監理技術者とは、建設業法第 26 条第 2 項の規定により、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請代金総額が <u>4,500 万円以上</u> (建築一式工事にあつては <u>7,000 万円以上</u>) の場合に配置しなければならない技術者をいい、監理技術者は監理技術者資格証の交付を受けている者から選任しなければならない。</p>
---	---

※上記要綱のほか、入札公告も変更となります。

(8) その他

- ・現場代理人の常駐義務については緩和を行うこととして取扱いを通知しておりますので、再度確認をお願いします。(平成 30 年 2 月 1 日付け財政課通知)
- ・建設業における社会保険等未加入対策として、入札内訳書等への法定福利費の記載をお願いしておりますので、再度確認をお願いします。(令和 4 年 3 月 14 日付け財政課通知)

2. 改正時期

- ・令和 5 年度 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。
- ・上記改正予定については、令和 5 年 1 月時点のものであり、実際の運用にあたっては変更となる可能性があります。